

## 県内の矯正施設の概要

県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携した取組が行われています。

### ◎山口刑務所（所在地：山口市松美町）

#### 【施設の概要】

設 置：1872(明治5)年 旧山口藩明倫館の一部の兵学寮を改造し、  
徒場・懲役場として転用（山口監獄の起源）  
1922(大正11)年 「山口監獄」から「山口刑務所」へ改称  
収容定員：611名（男子）

#### 【施設の特徴】

- 主に26歳以上の犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容しています。
- 全国の刑務所に収容されている受刑者を受け入れて職業訓練を行う、全国に7施設の総合訓練施設の一つとして、社会復帰に資する知識、技能、資格の付与等に向けて、介護福祉科、理容科、CAD技術科等、14種目が実施されています。
- 介護福祉科においては、済生会山口地域ケアセンターとの連携により、「介護職員初任者研修」及び「介護職員実務者研修」が実施されています。



済生会による研修の様子

### ◎岩国刑務所（所在地：岩国市錦見）

#### 【施設の概要】

設 置：1872(明治5)年 「岩国監倉」設置  
1922(大正11)年 「岩国少年刑務所」発足（監獄官制の改正）  
1989(平成元年)年 「岩国刑務所」（女子刑務所）として改組  
収容定員：357名（女子）

#### 【施設の特徴】

- 中国地方唯一の女子刑務所です。
- 地域の医療、福祉等の専門家と連携し、女子受刑者特有の問題に着目した処遇が実施されています。
- 地域の方の協力を得ながら、学童期の子がいる受刑者が子育てについて学ぶ「子育て支援講座」や、高齢の受刑者が円滑に社会参加するためのコミュニケーションに関する講座等が実施されています。



地域の方の協力による講座の様子

## ◎美祢社会復帰促進センター（所在地：美祢市豊田前町）

### 【施設の概要】

設 置：2007(平成19)年4月 全国初のPFI手法を活用した官民協働の刑務所として発足。

収容定員：1,300名（男子500名、女子800名）

### 【施設の特徴】

- PFI事業者により施設整備が行われ、運営の一部も民間事業者に委託されています。
- 施設内の一般食堂の地域住民への開放や、市立保育園の敷地内への移転・開園など、地域との共生を図りながら運営されています。
- 美祢市、(株)小学館集英社プロダクション、ヤフー(株)との連携により、ネットストアの開設・運営に関する職業訓練が実施されており、制作したショッピングサイトは「道の駅おふく」で実際に活用されています。



ネット販売実務科の講義の様子

## ◎山口少年鑑別所（所在地：山口市中央）

### 【施設の概要】

設 置：1949(昭和24)年 「山口少年観護所」「山口少年鑑別所」として発足

1950(昭和25)年 「山口少年保護鑑別所」へ改称

1952(昭和27)年 「山口少年鑑別所」へ改称

2015(平成27)年 「法務少年支援センター山口」を併置

収容定員：29名

### 【施設の特徴】

- 非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、関係機関・団体との連携により、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援が行われています。
- 2018(平成30)年10月、県警察との間で、少年の立ち直り支援に関する協定が締結され、非行などの問題を起こした少年について、本人と保護者の同意を得た上で、県警察から情報の提供を受け、問題行動の分析と今後の対応策等を県警察にフィードバックするなど、双方の連携による、再非行の防止や立ち直り支援の取組が行われています。



山口県警察と山口少年鑑別所による協定の締結

## 民間団体における取組事例

県内の司法関係や社会福祉関係、更生保護関係の団体では、犯罪をした人等の社会復帰への支援に向けた特色ある取組が行われています。

### ◎ 済生会山口地域ケアセンターの取組

社会福祉法人恩賜財団済生会  
山口県済生会山口地域ケアセンター（山口市朝倉町）

#### □ やまぐち再犯防止プロジェクト

- 2015(平成27)年、刑務所出所者の再犯防止を目的として、山口刑務所と済生会山口地域ケアセンターとの間で「やまぐち再犯防止プロジェクト」に係る協定を締結。
- 雇用ニーズの高い「介護職」に関する資格が取得できるよう、山口刑務所が行う職業訓練「介護福祉科」において、「介護職員初任者研修」等を実施。

#### 【取組の特徴】

- 2015(平成27)年から、出所後に介護関係の職場への就労を希望する受刑者を対象として、「介護職員初任者研修」が行われています。
- 2017(平成29)年からは、初任者研修修了者を対象として、「介護職員実務者研修」が行われています。
- これまで、済生会から延べ158人の職員が派遣され、初任者研修71人、実務者研修8人が修了しました。
- 資格取得から就職まで一体的に支援を行う取組として、2016(平成28)年には、最初の内定者が誕生し、これまで、計8人が済生会山口地域ケアセンターにおいて採用されています。
- 済生会を中心に、山口市や山口刑務所等国関係機関、関係団体等により「山口圏域生活支援協議会」が組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等が行われています。



山口刑務所での採用面接

#### □ 自立準備ホーム「なでしこ女子寮」

- 2017(平成29)年、山口保護観察所からの委託を受け、自立準備ホーム「なでしこ女子寮」の運営を開始。

#### 《取組の内容》

- 刑務所等出所後、帰住先が決まらず、行き場のない人に対し、一時的な宿泊場所や食事が提供されています。
- 山口地域ケアセンターの医療ソーシャルワーカーや看護職員等により、就労支援や生活指導など、自立した生活に向けた支援が行われています。



なでしこ女子寮での生活支援

## ◎ 四会連携運営会議の取組

四会連携運営会議（事務局：県社協）  
[県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会]

- 矯正施設出所者に対する支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援につなげることが重要です。
- 起訴猶予者等への支援に向け、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の4団体が連携し、そのあり方について、司法と福祉の職種を越えた研修が行われています。

### 研修テーマの例

- ・ 刑事事件に関わる際の福祉職の立ち位置
- ・ 更生支援計画の作成
- ・ 医療刑務所における福祉専門職の仕事や出所者等に対する支援内容
- ・ アディクション（薬物依存）



専門職が一堂に会する研修

## ◎ 保護司会の取組

光・下松保護区保護司会（保護司数：48人）

- 多くの保護司会で、「学校連携部会」を設置するなど、保護司と学校との連携が進んでいますが、その中でも、光・下松保護区保護司会では、保護司会に所属する保護司全員が、それぞれ担当する学校を持ち、学校運営協議会の委員に就任するなど、先駆的にコミュニティ・スクールへの参画に取り組まれています。
- コミュニティ・スクールの取組を通じ、地域ぐるみで子どもを育む仕組みである地域協育ネットを活用し、保護司による地域の子どもたちへの学習支援や「おやじの会」等と連携した地域の防犯活動などにも取り組まれています。



保護司による夏休みの学習支援



保護司と地域が連携した防犯活動

## 県の取組：山口県地域生活定着支援センター

県では、2009（平成21）年、県社会福祉協議会に「山口県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設出所者への支援を行っています。

### ○全国の定着支援センターと連携した取組

定着支援センターでは、山口保護観察所からの要請を受け、県内の矯正施設出所者で県内に帰住を希望する人に対し、福祉施設等への入所のあっせんや福祉サービスの利用手続の支援などを行っています。

また、県外に帰住を希望する人に対しては、県外の定着支援センターに支援を依頼するほか、他県の刑務所から県内に帰住を希望する人に対しては、本県の定着支援センターで支援を行っています。

### ○県社協のネットワークを活かした福祉的支援

支援の実施には、関係機関・団体等の理解や協力が必要であり、県や国関係機関、福祉関係団体で構成する「地域生活定着支援センター連絡会議」を設置し、福祉サービス等の利用調整を行っています。



地域生活定着支援センター連絡会議

### ○これまでの支援の実績

2009(平成21)年の設置から2017(平成29)年度末までに、山口保護観察所や県外の定着支援センターから計122件の依頼を受け、高齢者施設や障害者施設、民間住宅等への入所、入居等のあっせんを行ってきました。

#### 【帰住先確保の実績】

(単位:人)

県内帰住 (福祉施設、 民間住宅等)	県外帰住 (県外の定着支援 センターへの依頼)	その他 (更生保護施設等 の一時入所施設)	計
48	52	22	122

#### 【参考】定着支援センターが行う支援

##### ①コーディネート業務

矯正施設出所者のうち、高齢者または障害のある人等で、出所後の適当な住居がなく、福祉サービスを受けることが必要な人に対する、サービス利用の手続きの支援や、福祉施設等への入所のあっせん等（いわゆる特別調整）

##### ②フォローアップ業務

入所等をあっせんした施設へのアフターケア（矯正施設出所者の安定した生活が認められるまで、出所日から概ね1年）

##### ③相談支援業務

矯正施設出所者に対する、福祉サービスの利用等に関する相談支援